

発表事項 1

議員提出条例に係る検証検討会（仮称）の設置について

5月27日の代表者会議で設置について提案し、ご了承をいただきました「議員提出条例に係る検証検討会（仮称）」は、三重県議会基本条例第14条に基づく検討会として、6月の本会議においてお諮りしたいと考えています。検討会の概要は、次のとおりです。

1 目的

議員提出条例について、社会情勢の変化等を勘案し、検証するため、三重県議会基本条例（平成18年12月三重県条例第83号）第14条第1項の規定により設置する。

2 組織

（1）委員定数 11名（委員名簿は、別紙のとおり）

各会派等の人数は次のとおりとする。

新政みえ	4人
自民・無所属議員団	3人
未来塾	1人
日本共産党三重県議団	1人
自民党青雲会県議団	1人
公明党	1人

（2）設置期限

対象とする条例の検証または改正が終了するまでとする。

3 運営方法

原則、公開とする。

開催日時は検討会で決定する。

その他検討会に関し必要な事項は、別に定める。

4 その他

必要に応じて、学識経験者等に意見を求めるものとする。

議員提出条例

条 例	見直し規定の有無 (見直時期)	施行日
清潔で美しい三重をつくる条例 (13.3.27廃止)	-	H 6. 5. 1
三重県生活創造圏ビジョン推進条例 (19.12.26廃止)	-	H12. 3.24
三重県行政に係る基本的な計画について議 会が議決すべきことを定める条例	無	H13. 4. 1
議会の議決すべき事件以外の契約等の透明 性を高めるための条例	無	H13. 4. 1
三重県リサイクル製品利用推進条例	無	H13.10. 1
県の出資法人への関わり方の基本的事項を 定める条例	無	H14.10. 1
県が所管する公益法人及び公益信託に関す る条例	無	H14.10. 1
三重県における補助金等の基本的な在り方 等に関する条例	有(施行後3年経過し た場合 H18.4. 1)	H15. 4. 1
子どもを虐待から守る条例	有(施行後3年経過し た場合 H19.4.1)	H16. 4. 1
三重県リサイクル製品利用推進条例の一部 を改正する条例	無	H17. 4. 1
三重県地域産業振興条例	有(施行後5年を目途 H23. 4. 1)	H18. 4. 1
三重の森林づくり条例	有(施行後5年を経過 した 場 合 H22.10.21)	H17.10.21
三重県議会基本条例	有(必要があると認め るとき)	H18.12.26
三重県議会議員の政治倫理に関する条例	有(必要があると認め るとき)	H18.12.26
県が所管する公益法人及び公益信託に関す る条例等の一部を改正する条例	無	H20.12. 1
三重県地域づくり推進条例	有(必要があると認め られるとき)	H20. 5.20

議員提出条例に係る検証検討会（仮称）委員名簿

平成 20 年 5 月 30 日

会 派 名	委 員 名
新政みえ	杉 本 熊 野 北 川 裕 之 日 沖 正 信 西 塚 宗 郎
自民・無所属議員団	服 部 富 男 竹 上 真 人 野 田 勇 喜 雄
未来塾	中 嶋 年 規
日本共産党三重県議団	萩 原 量 吉
自民党青雲会県議団	森 本 繁 史
公明党	今 井 智 広

計 1 1 名